

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 子ども未来課																	
件 名	母子生活支援施設 居室エアコン取替工事																	
契 約 内 容	母子生活支援施設居室（学習室）ルームエアコンの取替工事																	
契 約 期 間	平成30年7月21日～平成30年7月31日																	
契 約 締 結 日	平成30年7月20日																	
契 約 相 手 方	有限会社 仙石電気工事																	
契 約 金 額	469,800円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>酷暑の最中、母子生活支援施設の学習室のエアコンが故障したことで、このまま業務を行えば児童が熱中症になる恐れがあるため、早急に修繕が必要となった。また、DV被害者が多数入所するという施設の特異性から、工事実績のある業者を選定したものの。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 子ども未来課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																
件 名	配水管漏水修繕																
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。																
契 約 期 間	平成30年7月25日から平成30年8月7日																
契 約 締 結 日	平成30年7月25日																
契 約 相 手 方	秋山設備工業(株)																
契 約 金 額	367,200円																
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。																
その他特記事項																	

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																
件 名	橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）付帯工事（その1）																
契 約 内 容	借地整備工A=110㎡ 既設構造物取壊工N=1式 付帯施設工N=1基 仮設工N=1式																
契 約 期 間	平成30年7月24日～平成30年9月28日																
契 約 締 結 日	平成30年7月23日																
契 約 相 手 方	吉永建設工業（株）犬山支店																
契 約 金 額	919,080円																
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																
第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																
○ 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>本工事は、扶桑町内において行う橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）において、工事に伴い通行止めを行う計画としているが、周辺企業的大型車両が迂回できる道路が存在しない為、民地を借地し迂回路を作成するものである。</p> <p>施工者については、同区間の橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）を受注している吉永建設工業設(株)犬山支店とし、契約金額は、橋中・木津第二雨水幹線整備工事（その9）との諸経費調整を行い、同工事の請負率を乗じて算出するものとする。これにより、単独工事として入札を行うよりも有利な金額で契約を締結する事ができる見込みがあるため、随意契約とする。</p>																
その他特記事項																	

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	災害復旧工事 犬山用水揚水機場 (取水口)																	
契 約 内 容	取水口浚渫工一式																	
契 約 期 間	平成30年7月26日～平成30年8月3日																	
契 約 締 結 日	平成29年7月25日																	
契 約 相 手 方	(株) 三輪工業所																	
契 約 金 額	410,400円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、平成30年7月5日に発生した豪雨により木曾川の水位が上昇し、用水路の取水口に土砂が堆積したことにより、ポンプが正常に作動しなくなったため、取水口の土砂及び流木の撤去を行うものである。この用水により受益を得ている農地に早期に水を送る必要があるため、緊急工事を実施するものです。なお、施工業者については灌漑期間中の揚水機場点検を行っている業者を選定しています。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	災害復旧工事																	
契 約 内 容	桜撤去処理及び護岸補修作業																	
契 約 期 間																		
契 約 締 結 日																		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木																	
契 約 金 額																		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	倒木した樹木が河川の河積阻害になるため、至急対応が必要であったため。 造園を業としており、至急対応でき、犬山市において剪定等実績がある業者のため。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																
件 名	桜並木河川災害復旧工事 郷瀬川																
契 約 内 容	倒木処理工 (高木) N=1本 倒木処理工 (低木) N=6本 枝葉回収処理 N=3箇所 河川内倒木枝改修工 N=1本																
契 約 期 間	平成30年9月6日～平成30年10月19日																
契 約 締 結 日	平成30年9月5日																
契 約 相 手 方	株式会社アサイ建設																
契 約 金 額	587,520円																
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去及び法面整正を行うものであるが、倒れた桜が道路を塞ぎ通行に支障があったことや、河川側に倒れ河川断面を阻害していたことから2次災害防止のために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に該当するとし、株式会社アサイ建設と随意契約するものです。</p>																
その他特記事項																	

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																
件 名	桜並木河川災害復旧工事																
契 約 内 容	倒木処理工 (高木) N= 4 本 倒木処理工 (低木) N= 1 本																
契 約 期 間	平成30年9月6日～平成30年9月28日																
契 約 締 結 日	平成30年9月6日																
契 約 相 手 方	株式会社アサイ建設																
契 約 金 額	771,120円																
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去及び法面整正を行うものであるが、倒れた桜が道路を塞ぎ通行に支障があったことや、河川側に倒れ河川断面を阻害していたことから2次災害防止のために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に該当するとし、株式会社アサイ建設と随意契約するものです。</p>																
その他特記事項																	

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課																	
件 名	道路災害復旧工事																	
契 約 内 容	倒木撤去工																	
契 約 期 間	平成30年9月6日 ~ 平成30年9月28日																	
契 約 締 結 日	平成30年9月5日																	
契 約 相 手 方	㈱青山組																	
契 約 金 額	667,440円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、市道富士本線について、台風21号災害（9/4）により当該路線の路肩及び法面より倒木が発生し、通行不能の状態となったため、緊急的に支障物を撤去し通行機能の早期確保をする必要があり、直ちに現場作業に着手可能な㈱青山組に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課	
件 名	林道災害復旧工事	
契 約 内 容	倒木撤去工	
契 約 期 間	平成30年9月6日 ～ 平成30年9月28日	
契 約 締 結 日	平成30年9月5日	
契 約 相 手 方	㈱久保田建設	
契 約 金 額	421,200円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>本業務は、林道二ノ谷線について、台風21号災害（9/4）により当該路線の路肩及び法面より倒木が発生し、通行不能の状態となったため、緊急的に支障物を撤去し通行機能の早期確保をする必要があり、直ちに現場作業に着手可能な㈱久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	桜並木河川災害復旧工事 五条川																	
契 約 内 容	倒木処理工(伐根含む) N=5本 枝・幹折れ処理工 N=31本 法面整形工 A=45㎡ 植生ネット工 A=45㎡																	
契 約 期 間	平成30年9月7日～平成30年1026日																	
契 約 締 結 日	平成30年9月6日																	
契 約 相 手 方	株式会社森藤組																	
契 約 金 額	1,684,800円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去及び法面整形を行うものであるが、倒れた桜が道路を塞ぎ通行に支障があったことや、河川側に倒れ河川断面を阻害していたことから2次災害防止のために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に該当するとし、株式会社森藤組と随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																
件 名	桜並木河川災害復旧工事 半ノ木川																
契 約 内 容	倒木処理工(伐根含む) N=7本 枝・幹折れ処理工 N=5本 法面整形工 A=50㎡ 植生ネット工 A=70㎡																
契 約 期 間	平成30年9月7日～平成30年10月26日																
契 約 締 結 日	平成30年9月6日																
契 約 相 手 方	株式会社森藤組																
契 約 金 額	1,501,200円																
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去及び法面整形を行うものであるが、倒れた桜が道路を塞ぎ通行に支障があったことや、河川側に倒れ河川断面を阻害していたことから2次災害防止のために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に該当するとし、株式会社森藤組と随意契約するものです。</p>																
その他特記事項																	

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	桜並木道路災害復旧工事 県道春日井各務原線外																	
契 約 内 容	倒木等撤去処分工																	
契 約 期 間	平成30年9月6日～平成30年11月2日																	
契 約 締 結 日	平成30年9月6日																	
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木																	
契 約 金 額	1,080,000円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去を行うものであり、倒れた桜が道路を塞ぎ通行に支障があったことから2次災害防止のため緊急で対応が必要であった。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき)に該当するとし、有限会社芳葉園土木と随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	整備課																	
件 名	桜並木道路災害復旧工事 県道春日井各務原線外1																	
契 約 内 容	倒木処理工 (高木) N=4本 復旧工 一式																	
契 約 期 間	平成30年9月7日～平成30年11月30日																	
契 約 締 結 日	平成30年9月6日																	
契 約 相 手 方	株式会社いしだ建設																	
契 約 金 額	3,175,200円																	
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																	
第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第9号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>当該工事は、平成30年9月4日に上陸した台風21号により倒れた桜の撤去及び法面整形を行うものであるが、倒れた桜の影響で県道舗装及び法面を崩していたことや、法面下にある民家へ2次災害の恐れがあったために緊急で対応が必要であった。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付すことができないとき）に該当するとし、いしだ建設株式会社と随意契約するものです。</p>																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課